

開発行為変更許可申請書

正	副
---	---

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県知事 宛て</p> <p style="margin-left: 200px;">許可申請者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名 電話 連絡先 住所又は所在地 氏名又は名称 担当者名 電話及びファクシミリ</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印 印</p>	に	※	手 数 料 は 正 本 の 裏 面 に 貼 付 し て く だ さ い	街 調 非 準 外
--	---	---	--	-----------------------

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	所在地及び地番		
	2 開発区域の面積	地目	公簿面積 m²	実測面積 m²
	3 予定建築物等の用途			
	4 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用	自己業務用	その他のもの
	5 工事施行者住所氏名			
	6 法第34条の該当号及び該当する理由			
	7 1から6まで以外の変更の内容			
開発許可の年月日及び番号		年 月 日 第	号	
変更の理由				
※ 受付番号		年 月 日 第	号	
※ 変更の許可に付した条件				
※ 変更許可番号		年 月 日 第	号	

受 付 印 欄	※県本庁	※県建設事務所	※市町
------------------	------	---------	-----

三重県 証紙貼付欄 (手数料は正本のみ)			
1) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	2) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	3) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	4) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕
5) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	6) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	7) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕	8) 〔 証紙貼付欄 全面のり付 〕
手 数 料 額	円		

添付書類 (図面等) に○印を付けること。	
市町長の意見書	(24) 土工定規図
(1) 設計説明書 (自己居住用を除く。)	(25) 雨水施設計画平面図
(2) 資金計画書 (自己居住用、自己業務用 (1ha未満) を除く。 (12) (13) も同様)	(26) 汚水施設計画平面図
(3) 地番表 (3筆以上の場合)	(27) 給水施設計画平面図 (自己居住用を除く。)
(4) 公共施設管理者の同意書	(28) がけ断面図
(5) 公共施設管理予定者との協議経過書	(29) 擁壁断面図
(6) 関係権利者の同意書 (印鑑証明書添付)	(30) 防火水槽構造図
(7) 消防協議の経過を示す書面	(31) 排水施設構造図
(8) 申請区域外の工事施行許可書等	(32) 調整池構造図
(9) 土地 (建物) 登記事項証明書	(33) 流末水路構造図
(10) 地籍図 (公図) の写し	(34) 道路計画平面図 (自己居住用を除く。)
(11) 設計者資格証明書 (1ha未満を除く。)	(35) 道路計画縦断面図 (自己居住用を除く。)
(12) 申請者の資力及び信用に関する申告書	(36) 道路断面図 (自己居住用を除く。)
(13) 工事施行者の能力に関する申告書	(37) 排水計画縦断面図 (自己居住用を除く。)
(14) 法第34条各号証明書 (調整区域の場合)	(38) 防災工事計画平面図 (原則として1ha未満の場合を除く。 (39) (40) も同様)
(15) 開発区域位置図	(39) 防災施設構造図
(16) 開発区域区域図	(40) 排水流量計算書
(17) 現況図	(41) 構造計算書 (又は建築確認済証)
(18) 地積図 (公図) 集合図	(42) 安定計算書
(19) 求積図 (全体及び各公共施設)	(43) 予定建築物等の図面 (平面図・立面図)
(20) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図	(44) その他知事が必要と認める書類
(21) 土地利用計画図	
(22) 造成計画平面図	
(23) 造成計画断面図	

備考1 申請者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

2 「開発許可の年月日及び番号」欄は、当該申請より前に開発行為変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号もあわせて記載すること。

3 ※印のある欄は記入しないこと。

4 「その他必要な事項」欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

5 開発行為の変更の概要は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

6 添付書類は、変更に係るもののみ添付すれば足りる。